

高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月28日

高松市長 大西 秀人

高松市規則第39号

高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則（令和元年高松市規則第35号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）	
理由	期間	理由	期間
(1)～(10) 略		(1)～(10) 略	
(11) 会計年度任用職員が会計年度任用職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の	一の年度において5日（子が2人の場合は <u>10日</u> 、子が3人以上の場合は <u>15日</u> ）の範囲内の期間又は時間	(11) 会計年度任用職員が会計年度任用職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の	一の年度において5日（ <u>対象となる子が2人以上の場合</u> にあつては、 <u>10日</u> ）の範囲内の期間又は時間

休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴い会計年度任用職員の子の世話をを行うこと、会計年度任用職員の子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること又は会計年度任用職員が養育する小学生以下の子の介助（疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(12)～(18) 略

備考 略

休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴い会計年度任用職員の子の世話をを行うこと、会計年度任用職員の子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること又は会計年度任用職員が養育する小学生以下の子の介助（疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

(12)～(18) 略

備考 略

附 則

- 1 この規則は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の別表第3第11号の特別休暇については、改正後の別表第3第11号の特別休暇として使用されたものとみなす。